

相楽東部広域連合教育委員会請願処理規則

平成 21 年 4 月 1 日
教委規則第 5 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、相楽東部広域連合教育委員会（以下「教育委員会」という。）に対する請願、陳情等（以下「請願等」という。）の処理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(請願書等の提出)

第 2 条 教育委員会に対し請願等をしようとする者は、次の各号に掲げる事項を記した書面（以下「請願書等」という。）を教育長に提出しなければならない。

- (1) 件名
- (2) 請願等の趣旨
- (3) 請願等を行う者の住所及び氏名（法人にあっては、その名称及び所在地）

(請願書等の処理)

第 3 条 教育長は、前条の規定により請願等を受理したときは、受理後最初に招集される教育委員会の会議において報告しなければならない。

第 4 条 教育委員会は、前条の規定により報告を受けたときは、これに対し採決をしなければならない。

第 5 条 教育委員会は、必要があると認めるときは、請願等をした者に対し出頭を求め、直接その趣旨を述べさせることができる。

附 則

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。